

休止中の事業所の取扱い

- 休止中の事業所は、指定の更新を受けることができません。
- 指定有効期間満了日までに事業を再開した上で更新の手続きを行うか、事業を廃止するかのをいずれかを行う必要があります。

(1) 指定更新手続きを行う場合

事業を再開するために人員、設備及び運営基準を満たす必要があります。
そのうえで再開届を提出してください。

《再開届》

「再開届出書」

なお、休止前と届出事項に変更がある場合は、変更届が必要となります。

《変更届》

「変更届出書」及び変更内容により、各種添付書類が必要です。

事業を再開した上で更新の手続きを行って下さい。

《指定更新申請書》

「指定（許可）更新申請書（別紙様式第一号（二）」

「指定更新申請書（別紙様式第三号（五）」

「指定更新申請書（別紙様式第二号（二）」

(2) 更新しない場合

更新しない場合は、事業の廃止届を提出してください。

なお、廃止後において、再び事業を開始したい場合には、改めて指定の申請を行うこととなります。

《廃止届》

「廃止・休止届出書」

様式については、次のページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000199860.html>